

令和9年度 コミュニティ助成事業について

区民の自主的なコミュニティ活動の推進、自治意識の向上など、地域自治の振興・発展に寄与することを目的に助成されます。大変有利な制度ですので、是非ご活用ください。

なお、助成対象となる事業例は下記「Ⅰ 対象事業等」を参考にしてください。

ただし、記載した事業例以外にも、対象となるもの・対象とならないものがございますので、ご不明な場合は、地域づくり課までご相談ください。

Ⅰ 対象事業等 ※事業実施主体Ⅰ団体あたり申請はⅠ件

(1) 一般コミュニティ助成事業

助成内容	コミュニティ活動の活性化に直接必要な備品等の整備
事業実施主体	区 <u>(常会単位の申請は不可)</u>
助成金額	100万円～250万円（10万円単位、10／10以内の助成） ※10万円未満は切捨、事業実施主体の自己負担となります。
事業例	【対象】 ・集会施設の備品の整備（机、イス、コピー機、プロジェクター、パソコン(※1)、プリンター、テレビ、エアコン(※2) 等） ・イベント用品の整備（テント、ポータブルアンプ、発電機、イベント用ステージ 等） ・基礎工事を伴わない簡易な倉庫・収納庫・物置(※3) 等の整備 ・お祭り用品の整備（太鼓、法被、獅子頭、神楽、幕、篠笛、提灯 等）(※4) ・公園の整備（遊具、ベンチの設置 等）(※5) ・その他（除雪機の整備、スポーツ用品の整備、屋外放送施設の整備 等）
	【対象外】 ・基礎工事、アンカー工事を伴う物置、10㎡を超える物置 ・電力会社申請費 ・工事費（エアコン、FF式暖房機に限り対象） ・防災目的の備品、宗教性のあるもの ・建物と一体と見なせるもの（トイレ、畳、カーペット、ふすま、アコーディオンカーテン、照明器具(※6)、太陽光パネル 等） ・防犯カメラ ・消耗品（樹木・苗等は対象） ・一般調理器具（食器、包丁、箸等）、車両、医薬品、銃、刀剣類等 ・各戸へ配布するもの、使用人数が限られるもの
注意	(※1) セキュリティソフト等のソフトウェア全般、パソコンの初期設定費用、別途加入の保証費用は対象外。 (※2) 取外し可能なものに限り対象。既設エアコンの撤去・処分費は対象外。

	電力会社宛申請手続き費用は対象外。 (※3) 購入備品の収納を目的とし、最低限の大きさのものに限り対象。 ゴミステーションを用途とする物置の場合は対象外。 (※4) 名入れは事業実施主体名のみ可。神社名等他の名入れは対象外。 (※5) 公園の遊具を整備する場合、土地登記簿謄本、公図の提出が必要。 (※6) 埋込型*は対象外。 天井引掛型*、直付け型*は部分的に対象だが工事費は対象外。 電球のみは消耗品のため対象外。*取付タイプは取扱説明書により確認
--	--

(2) コミュニティセンター助成事業

助成内容	コミュニティ活動に必要な集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設または大規模修繕と、その施設に必要な備品等の整備
事業実施主体	区、自治会等（ 認可地縁団体のみ ）
助成金額	対象事業費の5分の3以内、2,000万円を上限（10万円単位） ※10万円未満は切捨、事業実施主体の自己負担となります。
助成経費	【対象経費】 建築主体工事、電気・機械設備工事、仮設費用、一般管理費、設計監理料、建物登記費用、現場経費、消費税等 【対象外】 土地の整備・取得・造成に要する費用、既存施設の購入・増築に要する費用、既存の施設・設備等の修理・修繕・撤去および解体処理（※大規模修繕の場合は対象）、外構工事に要する費用
備考	・ <u>コミュニティ組織が認可地縁団体であること（登記できる法人格を持っていること）。</u> ・ 土地の権利関係の整理は必須。抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外。 ・ 大規模修繕は、対象となる建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用し、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独のコミュニティ組織（保存登記済）である場合に限る。

(3) 地域防災組織育成助成事業区分ア：自主防災組織育成助成事業

助成内容	自主防災組織等が行う地域の防災活動に直接必要な備品等の整備
事業実施主体	自主防災組織
助成金額	30万円～200万円（10万円単位、10/10以内の助成） ※10万円未満は切捨、事業実施主体の自己負担となります。

事業例	【対象】 ・AED(※7)、無線機、ヘルメット、ヘッドライト、投光器、発電機、メガホン 等 ・基礎工事を伴わない簡易な倉庫・収納庫・物置(上記(1)※2) 等
	【対象外】 ・多目的な使用が考えられる備品（机、イス、パソコン、プリンター 等） ・基礎工事、アンカー工事を伴う物置、10 m ² を超える物置 ・消耗品（使用回数、使用期限が決まっている備蓄品）、救急セット ・消火器（訓練用消火器は対象） ・トランシーバー等の登録料 ・車両、車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・各戸へ配布するもの
注意	(※7) 壁掛けタイプ等、建物に固定するAED収納ボックスは、助成対象外。

2 留意事項

※下記の留意事項を必ずご確認ください。

- (1) 1つの団体につき、1つの事業しか申請できません。
- (2) 過去に助成を受けている事業は、助成を受けた翌年度から起算して5年間(令和4年度以降に助成を受けている場合)は申請できません。なお、助成事業が異なれば申請できます。
- (3) 助成の決定は令和9年3月末となります。
- (4) 助成決定後に、購入する備品の内容を変更するなど、事業内容の変更はできません。
- (5) 申請すれば、必ず助成されるものではありません。
- (6) 物価高騰などを要因として、助成決定後に事業費が申請時の見積額より増えた場合も、交付決定額は増額とはなりません。
- (7) 提出書類一式の事業実施主体名称は、規約に記載されている団体名称です（それ以外は認められません）。見積書の宛名が事業実施主体名称(=規約に記載の団体名称)と異なっているため、再提出を求められる事例が多いので、十分ご注意ください。
よくある誤り（例） 見積書の宛先 × ○○公民館 × ○○区長（個人名等）

3 宝くじの広報表示

「コミュニティ助成事業」は、宝くじの社会貢献広報を目的とする事業であるため、**購入・整備する全ての備品等に、宝くじの広報表示が必要**です。広報表示ができない備品等は、助成対象外となります。**表示に係る経費は補助対象となるため、必ず事業計画に盛り込んでください。**

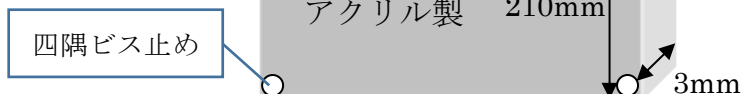
【広報表示の主な注意点】下記は一例です。広報表示の方法は事前に担当へご相談ください。

(1) 購入備品等への広報表示

- ① 次頁「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠すること。
- ② 備品の使用時に見える場所（高さ）、大きさを表示すること。
備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可。
- ③ 剥離の懸念が無いよう、固定プレート、ペイント・印刷、布製ステッカーの縫い付け（布製品に限る）、屋外に設置する備品・設備は固定プレート、ペイントによる表示を行うこと。
※ただし、備品の内容や素材によって、上記の表示を行うことで備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可能。
- ④ 広報表示の参考例
 - ・法被等の衣装類は、衣装の上下、帯、その他付属品の表地（裏地は不可）全てに縫い付ける。
 - ・テントは、各部品のほか、天幕に遠目からでもわかる広報表示を行う。
 - ・真空パック毛布は、袋ではなく毛布本体にシールを縫い付ける。真空状態で保管したい場合は、先に毛布本体に広報表示し写真撮影してからパック詰めする。袋や箱への広報表示だけでは不可。
 - ・空調機器等は、本体のほか、付属備品等にも表示する。（リモコン、室外機等）

(2) コミュニティセンター助成事業の広報表示

- ・事業実施主体で A4 サイズのプレート（右図参照）を作成し、建物入り口等のよく見える場所（高さ）に表示すること。



(3) 印刷物等への広報表示

- ① 次頁「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠すること。
- ② 作成する全ての印刷物や配布物（チラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、横断幕、新聞等広告、図録、報告書等成果物）に広報表示を行う。ただし、チケット、新聞、雑誌で掲載欄に限界がある場合は、「宝くじの助成金で実施する」旨を表記すること。
- ③ 広報効果が発揮できる場所、大きさを表示すること。